

議案第60号

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する
条例（案）

（飯能市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）

第1条 飯能市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成16年条例
第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採
用」を「条件付採用」に改める。

（飯能市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第2条 飯能市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例
第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「非常勤職員（」の次に「法第22条の2第1項第2号に掲げる
職員及び」を加える。

（飯能市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第3条 飯能市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年条
例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規
定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第
22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

（飯能市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 飯能市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第
22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる
職員にあっては、報酬の額（飯能市会計年度任用職員の報酬等に関する条例
（令和元年条例第 号）第2条第4項、第5項若しくは第6項、第3条又
は第4条の報酬の基本額に限る。））」を加える。

（飯能市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 飯能市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第19条第2号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

（飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第6条 飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

区分	報酬の額	
	支給区分	金額
政策顧問	月額	350,000円
シティプロモーション政策顧問	月額	250,000円
経済政策顧問	月額	175,000円
鳥獣被害対策実施隊員	日額	10,000円

備考 この表に掲げる特別職職員が通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担したときは、飯能市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）第10条の規定の適用を受ける職員の例により計算した通勤手当の月額に、通勤1日につき21分の1を乗じて得た額（その通勤が21日を超えるときは、21日として計算して得た額）を支給する。

（飯能市職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 飯能市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「臨時に雇用される」を「第23条に規定する」に、「すべて」を「全て」に改める。

第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第23条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。

(飯能市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 飯能市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和46年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条中「技能労務職員」の次に「(次項の技能労務職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 技能労務職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当とする。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

(飯能市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 飯能市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)」を「、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)及び同法」に改める。

第18条を次のように改める。

(会計年度任用職員についての適用除外等)

第18条 第4条、第5条、第5条の3、第10条、第11条及び第13条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 第12条の規定は、任期が6月未満の会計年度任用職員その他の会計年度任用職員で市長が定めるものには適用しない。

第19条の次に次の1条を加える。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(飯能市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の廃止)

第10条 飯能市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例（平成24年条例第24号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第6条の規定による改正前の飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に規定する特別職職員のこの条例の施行の日の前日までの職務に対する報酬及び費用弁償の支給については、なお従前の例による。

3 第10条の規定による廃止前の飯能市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例に規定する一般職非常勤職員等のこの条例の施行の日の前日までの職務に対する報酬、賃金及び費用弁償の支給については、なお従前の例による。

令和元年9月6日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員</p> <p>(4)～(5) 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員</p> <p>(4)～(5) 省略</p> <p>3 省略</p>

飯能市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(9) 省略</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(9) 省略</p>

飯能市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～3 省略</p>

飯能市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額（<u>法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、報酬の額（飯能市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第 号）第2条第4項、第5項若しくは第6項、第3条又は第4条の報酬の基本額に限る。）</u>）の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

飯能市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第5条関係）

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 給与条例第19条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市長が定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 給与条例第19条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市長が定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p>

第19条 育児休業法第19条第1項の
条例で定める職員は、次に掲げる職員と
する。

(1) 省略

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職
員以外の非常勤職員（地方公務員法第
28条の5第1項に規定する短時間
勤務の職を占める職員を除く。）

ア～イ 省略

第19条 育児休業法第19条第1項の
条例で定める職員は、次に掲げる職員と
する。

(1) 省略

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職
員以外の非常勤職員（地方公務員法
（昭和25年法律第261号）第28
条の5第1項に規定する短時間勤務
の職を占める職員を除く。）

ア～イ 省略

飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第6条関係）

改正後			改正前																																																						
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第5項</u>の規定に基づき、非常勤の特別職職員（以下「特別職職員」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">報酬の額</th> </tr> <tr> <th>支給区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策顧問</td> <td>月額</td> <td>350,000円</td> </tr> <tr> <td>シティプロモーション政策顧問</td> <td>月額</td> <td>250,000円</td> </tr> <tr> <td>経済政策顧問</td> <td>月額</td> <td>175,000円</td> </tr> <tr> <td>鳥獣被害対策実施隊員</td> <td>日額</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表に掲げる特別職職員が通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担したときは、飯能市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）第10条の規定の適用を受ける職員の例により計算した通勤手当の月額に、通勤1日につき21分の1を乗じて得た額（その通勤が21日を超えるときは、21日として計算して得た額）を支給する。</p>			区分	報酬の額		支給区分	金額	政策顧問	月額	350,000円	シティプロモーション政策顧問	月額	250,000円	経済政策顧問	月額	175,000円	鳥獣被害対策実施隊員	日額	10,000円	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第4項</u>の規定に基づき、非常勤の特別職職員（以下「特別職職員」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">報酬の額</th> </tr> <tr> <th>支給区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策顧問</td> <td>月額</td> <td>350,000円</td> </tr> <tr> <td>シティプロモーション政策顧問</td> <td>月額</td> <td>250,000円</td> </tr> <tr> <td>経済政策顧問</td> <td>月額</td> <td>175,000円</td> </tr> <tr> <td>市税徴収指導員</td> <td>日額</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>消費生活相談員</td> <td>日額</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>内職相談員</td> <td>日額</td> <td>5,300円</td> </tr> <tr> <td>労働相談員</td> <td>日額</td> <td>5,300円</td> </tr> <tr> <td>林政アドバイザー</td> <td>日額</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>森の番人</td> <td>日額</td> <td>18,000円を超えない範囲内において規則で定める額</td> </tr> <tr> <td>鳥獣被害対策実施隊員</td> <td>日額</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	報酬の額		支給区分	金額	政策顧問	月額	350,000円	シティプロモーション政策顧問	月額	250,000円	経済政策顧問	月額	175,000円	市税徴収指導員	日額	20,000円	消費生活相談員	日額	10,000円	内職相談員	日額	5,300円	労働相談員	日額	5,300円	林政アドバイザー	日額	20,000円	森の番人	日額	18,000円を超えない範囲内において規則で定める額	鳥獣被害対策実施隊員	日額	10,000円
区分	報酬の額																																																								
	支給区分	金額																																																							
政策顧問	月額	350,000円																																																							
シティプロモーション政策顧問	月額	250,000円																																																							
経済政策顧問	月額	175,000円																																																							
鳥獣被害対策実施隊員	日額	10,000円																																																							
区分	報酬の額																																																								
	支給区分	金額																																																							
政策顧問	月額	350,000円																																																							
シティプロモーション政策顧問	月額	250,000円																																																							
経済政策顧問	月額	175,000円																																																							
市税徴収指導員	日額	20,000円																																																							
消費生活相談員	日額	10,000円																																																							
内職相談員	日額	5,300円																																																							
労働相談員	日額	5,300円																																																							
林政アドバイザー	日額	20,000円																																																							
森の番人	日額	18,000円を超えない範囲内において規則で定める額																																																							
鳥獣被害対策実施隊員	日額	10,000円																																																							

不法投棄対策嘱託員	月額	175,000円
就労支援相談員	月額	165,000円
生活自立支援相談員	月額	165,000円
生活保護面接相談員	月額	165,000円
障害者相談支援専門員	月額	165,000円
介護認定調査員	月額	165,000円
家庭児童相談員	月額	175,000円
非常勤医師	日額	100,000円 を超えない範囲内 において規則で定 める額
社会教育指導員	月額	175,000円
文化財専門調査員	月額	165,000円
学校教育アドバイザー	日額	20,000円
教育センター指導員	月額	165,000円
英語指導助手	月額	330,000円 を超えない範囲内 において規則で定 める額

備考 この表に掲げる特別職職員が通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担したときは、飯能市職員の給与に関する条例（昭和26年

条例第3号)第10条の規定の適用を受ける職員
の例により計算した通勤手当の月額に、通勤1日
につき20分の1を乗じて得た額(その通勤が
20日を超えるときは、20日として計算して得
た額)を支給する。

飯能市職員の給与に関する条例新旧対照表（第7条関係）

改正後	改正前
<p>(給料表等)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、<u>第23条に規定する職員以外の全ての職員に適用する。</u></p> <p>3～4 省略</p> <p><u>(会計年度任用職員の給与)</u></p> <p><u>第23条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第24条</u> 省略</p>	<p>(給料表等)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、<u>臨時に雇用される職員以外のすべての職員に適用する。</u></p> <p>3～4 省略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第23条</u> 省略</p>

飯能市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第8条関係）

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第3条 技能労務職員(<u>次項の技能労務職員を除く。</u>)の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p><u>2 技能労務職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当とする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第6条 省略</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第3条 技能労務職員の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p><u>(臨時技能労務職員の給与)</u></p> <p>第6条 <u>臨時の技能労務職員については、この条例で定める技能労務職員との均衡を考慮して給与を支給する。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第7条 省略</p>

飯能市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第9条関係）

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</u></p> <p>2～3 省略</p> <p><u>（会計年度任用職員についての適用除外等）</u></p> <p>第18条 <u>第4条、第5条、第5条の3、第10条、第11条及び第13条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</u></p> <p>2 <u>第12条の規定は、任期が6月未満の会計年度任用職員その他の会計年度任用職員で市長が定めるものには適用しない。</u></p> <p><u>（委任）</u></p> <p>第20条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの<u>及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</u></p> <p>2～3 省略</p> <p><u>（臨時又は非常勤の職員の給与）</u></p> <p>第18条 <u>臨時又は非常勤の職員については、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</u></p>

(臨時任用)

第二十二條の三 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、臨時の職に關するときは、又は採用候補者名簿(第二十一條の四第四項において読み替えて準用する第二十一條第一項に規定する昇任候補者名簿を含む)がないときは、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、人事委員会の承認を得て、当該臨時任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

2 前項の場合において、人事委員会は、臨時に任用される者の資格要件を定めることができる。

3 人事委員会は、前二項の規定に違反する臨時任用を取り消すことができる。

4 人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、地方公共団体の規則で定めるところにより、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、又は臨時の職に關するときは、六月を超えない期間で臨時任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、当該臨時任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することとはできない。

5 臨時任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。

6 前各項に定めるもののほか、臨時に任用された職員に対しては、この法律を適用する。

第二十五條第三項第五号中「において」を「には」に改め、同項第六号中「非常勤職員」を「非常勤」に改める。

第二十六條の六第八項中「にあつては」を「には」に改め、同条第十項中「第二十二條第二項から第五項まで」を「第二十二條の三第一項から第四項まで」に改める。

第二十八條の四第五項中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

第二十八條の五第一項中「第三項及び次條第二項において」を「以下」に改め、同条第二項中「の任期」を削り、「第四項」を「第五項」に改める。

第二十八條の六第一項中「及び同條第五項」を削り、同条第三項中「の任期」を削り、「第四項」を「第五項」に改める。

第三十八條第一項に次のただし書を加える。

ただし、非常勤職員(短時間勤務の職を占める職員及び第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く)については、この限りでない。

第三十八條の二第一項中「第二十八條の五第一項に規定する」を削り、「にあつては」を「には」に改める。

第五十八條の二第一項中「第二十八條の五第一項に規定する」を削り、「占める職員」の下に「及び第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員」を加える。

附則第二十一項を削る。

(地方自治法の一部改正)

第二條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三條の二第一項中「委員会」の下に「の非常勤」を加え、「その他の委員」を削り、短時間勤務職員の下に「及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員」を加え、同条第二項及び第三項中「職員」を「者」に改め、同条第四項中「及び費用弁償」を「費用弁償及び期末手当」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

普通地方公共団体は、条列で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。

第二百四條第一項中「短時間勤務職員」の下に「及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員」を加え、同条第二項中「の職員」を「の者」に改める。

第二百四條の二及び第二百五條中「職員」を「者」に改める。

附則

(施行期日) 第一條 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次條及び附則第四條の規定は、公布の日から施行する。

(施行のために必要な準備等) 第二條 第一條の規定による改正後の地方公務員法(次項及び附則第十七條において「新地方公務員法」という。)の規定による地方公務員(地方公務員法第二條に規定する地方公務員をいう。同項において同じ。)の任用、服務その他の人事行政に關する制度及び第二條の規定による改正後の地方自治法(同項において「新地方自治法」という。)の規定による給与に關する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、任命権者(地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者をいう。以下この項において同じ)は、人事管理の計画的推進その他の必要な準備を行うものとし、地方公共団体の長は、任命権者の行う準備に關し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

2 総務大臣は、新地方公務員法の規定による地方公務員の任用、服務その他の人事行政に關する制度及び新地方自治法の規定による給与に關する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体に対して必要な資料の提出を求めるとともに、その他の方法により前項の準備及び措置の実施状況を把握した上で、必要があると認めるときは、当該準備及び措置について技術的な助言又は勧告をするものとする。

(臨時任用に關する経過措置) 第三條 この法律の施行の日前に第一條の規定による改正前の地方公務員法(附則第十七條において「旧地方公務員法」という。)第二十二條第二項若しくは第五項の規定により行われた臨時任用の期間又は同条第二項若しくは第五項の規定により更新された臨時任用の期間の末日がこの法律の施行の日以後である職員(地方公務員法第四條第一項に規定する職員をいう。附則第十七條において同じ)に係る当該臨時任用(常時勤務を要する職に欠員を生じた場合に行われたものに限る。)については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第四條 前二條及び附則第十七條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正) 第五條 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一條中「及び職務を行うために要する費用の弁償」を「職務を行うために要する費用の弁償及び期末手当」に改める。

(教育公務員特例法の一部改正) 第六條 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「常時勤務の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第二十三條第二項を除き、以下同じ。」を削る。

第八條第一項中「地方公務員法」の下に「昭和二十五年法律第二百六十一号」を加える。

第十二條の見出しを「条件付任用」に改め、同条第一項中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に、「同項」を「同条」に改め、同条第二項中「第二十二條第一項」を「第二十二條(同法第二十二條の二第七項及び)」に、「同条同項」を「同法第二十二條」に改める。

第十七條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、非常勤の講師(地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる者を除く)については、適用しない。



(抜 粋)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二十九号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律

(地方公務員法の一部改正)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二條」を「第二十二條の三」に改める。

第三條第一項中「すべて」を「全て」に改め、同條第三項第三号中「の職」の下に「専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職

第二十二條の見出し中「及び臨時的任用」を削り、同條第一項中「臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き」を削り、「その職員」を「当該職員」に改め、「人事委員会等は」の下に「人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定めるところにより」を加え、同條第二項から第七項までを削る。

第三章第二節中第二十二條の次に次の二條を加える。

(会計年度任用職員の採用の方法等)

第二十二條の二 次に掲げる職員(以下この条において「会計年度任用職員」という。)の採用は、第十七條の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

一 一 会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職(第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を除く。)(次号において「会計年度任用の職」という。)を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

二 一 会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

2 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

3 任命権者は、前二項の規定により会計年度任用職員を採用する場合には、当該会計年度任用職員にその任期を明示しなければならない。

4 任命権者は、会計年度任用職員の任期が第二項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

5 第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

6 任命権者は、会計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たつては、職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。

7 会計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「六月」とあるのは、「一月」とする。